

第107回電力・ガス取引監視等委員会の 議事の報告について

(趣旨)

平成29年9月17日から大雨による災害による被害に係る災害救助法の適用地域に係る対応のため、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第2条第2項の規定に基づき、平成29年9月20日（第107回）に委員会を書面開催した旨報告する。

主なポイント

平成29年9月17日から大雨による災害により被災した大分県の市に対する災害救助法の適用が決定されたことを受け、災害救助法適用市及び隣接地域における被災した需要家に対する災害特別措置として、電気事業法に基づき、平成29年9月20日、当該市村を供給区域とする九州電力株式会社から、以下のとおり経済産業大臣に認可の申請がなされた。

○九州電力（2件）※

被災した需要家等に対する電気の災害特別措置として、料金の支払い期限の延長や不使用月の料金免除等を実施

当該認可申請を受け、同日、経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあったことから、委員会として当該認可を行うことに異存がない旨を回答した。

※

9月20日付申請に係る対象市町村

災害救助法適用市町村：大分県 佐伯市、津久見市（9月17日適用）

隣接する地域：大分県 臼杵市、豊後大野市、

宮崎県 延岡市、西臼杵郡日之影町